

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

法・言語・貨幣

ソフト・ローの観点からの研究ノート

なかざと みのる
中里 実

Discussion Paper No. 2004-J-3

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考： 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

法・言語・貨幣
ソフト・ローの観点からの研究ノート

なかざと みのる
中里 実*

要 旨

本稿は、貨幣または金銭について、公的・国家的な視点と私的・市場的な視点を結合させて考えるという観点から、金銭の特質や、金銭、言語、法の共通性およびこれらに関連するいくつかの論点について検討を加えた研究ノートである。

本稿における検討の一端を示せば次のとおりである。近代的な意味の租税は、金銭の存在を前提としている。金銭の本質は、将来の任意の時期に、任意の人との間で、任意の実物資産と交換できるオプション権であり、この金銭のオプションの価値は、金銭に法律によって強制通用力が与えられているか否かにかかわらず、終局的には、人々の中の暗黙の合意（ソフト・ロー）によって与えられていると考えることができる。金銭、言語、法は、人々がそれを信じるからこそ妥当する、人々の合意がなければ国家といえども現実には強制できない、という点で類似している。また、三者は、ネットワーク外部性があること、利用者の範囲が限定され一種の管轄権が存在するが、技術の発展を背景として互換性が追求されること、においても共通している。

キーワード：金銭、貨幣、通貨、租税、国家、市場、ソフト・ロー

JEL classification: K10, K34, K40

* 東京大学大学院法学政治学研究科教授

はじめに	1
. 問題意識	2
1 . 「国家の退却」が起これるとしたら中央銀行制度と通貨制度はどうか .	2
2 . 私的通貨制度の可能性	4
. 金銭をめぐるいくつかの検討	6
1 . 租税の定義と金銭	6
2 . 金銭の本質	8
3 . 金銭と言語の類似性	9
4 . 金銭・言語と法の類似性 ネットワーク外部性	10
5 . 市場において自生するルール	11
6 . 憲法と通貨制度の関係	12
7 . 金銭に対して課税する意味	13
8 . 商品券と金銭	14
9 . その他	15
(1) 最適課税論との関係	16
(2) シニョレッジと専売制	16
(3) 地租	16
. まとめ	17

はじめに

本稿は、2002年3月8日、日本銀行金融研究所の研究会において筆者が行った報告をまとめたものである¹。

本稿においては、多少大胆かもしれないが、貨幣について、公法的発想と経済学的発想を結合させて検討することとしたい。これは、従来からの私自身の個人的な研究の方向性と同一のものである。私の専門は租税法であり、学部生や助手の頃には、憲法や行政法といった公法の勉強と、財政学や金融論といった経済学の勉強をし、途中からは「法と経済学」やファイナンス理論の勉強もしてきた。現在も、課税権の行使とそのコントロールという公法的な研究に取り組む一方で、例えば、市場における経済主体の行動についても、タックスシエルトー等を中心として、「法と経済学」やファイナンス論の観点から、ショールズ (Scholes) やウルフソン (Wolfson) の著作等を参考にした研究を行ってきた²。このように、私の研究の方向性は公的・国家的な視点と、私的・市場的な視点の二つに分かれており、それらをどのように統合していくかという点については、今のところ、まだ確定しているわけではないが、今後も公法的発想と経済学的発想の双方を取り入れた研究を続けていきたいと思っている。

そのような国家と市場という二元論的な視点の統合という観点からみて、最も興味をそそるのは、貨幣という存在である。私は、貨幣という存在について、公的・国家的な視点(公法的な視点)と、私的・市場的な視点(経済学的な視点)を複合させたいと常々考えてきた。本稿は、そのような問題意識から執筆された、ごく初歩的な研究ノートである。

以上のような問題意識と租税法との関わりは、租税が貨幣を用いて納付されるという点から生ずる。しかし、租税は、現在、貨幣を用いて納付されるものの、過去においては、現物の租税(tax in kind)、すなわち、貨幣ではなく布や労役で納付される「租税」が存在した。本稿においては、この「金銭による租税納付」という仕組みの意義を出発点として、金銭の特質や、法、言語、貨幣の三者の共通性およびこれらに関連するいくつかの論点について検討を加える³。

¹ なお、本稿を原稿にするに当たっては、表現の修正から、注の構成まで、全面的に、日本銀行金融研究所研究第2課にお世話になったことを付記し、心よりお礼を申し上げたい。

² 中里 [1998]、同 [2002] 等参照。

³ 中里 [2001] 参照。これは、金融の分野に商法をはじめ私法の研究者が関わるのは当然

なお、貨幣、金銭、通貨といろいろな語が用いられ、それぞれについて法的には定義が存在するが、ここでは、法的定義からは一応離れて、それらをすべて、英語の money に対応するものとして用いる。ただ、経済学的な議論のときは一般的な概念として「貨幣」⁴を、また、法的な議論のときは一般的な概念として「金銭」を、そして、現実の制度を前提とするときは流通性に着目して「通貨」を、主として用いることにする。しかし、これは、あくまでも便宜上のものにすぎない。

・問題意識

本稿における検討の背後にある問題意識は大きく二つに分けられる。その一つ目は、「国家の退却」が起こるとしたら中央銀行制度および通貨制度はどのようなかという点であり、また、二つ目の問題意識は、私的通貨制度、特に、通貨発行者の存在しない世界共通通貨という形での私的通貨制度が成り立ち得るかという点である。以下においては、この二点について、簡単にふれておく。

1. 「国家の退却」が起こるとしたら中央銀行制度と通貨制度はどのようなか

「国家の退却」という言葉はやや大袈裟かもしれないが、最近の傾向をみると、先進諸国で税収、特に法人税の税収が落ち込んできているといわれている⁵。これについては「減税したから、税収が落ち込んだ」という説明も可能であるが、「租税を徴収できなくなったから、税収が落ち込んでいる」という説明も

であるとしても、公法学者はどう関わるべきであるかということ正面から意識して書いたものである。この論文については、公法を軽視しているのではないかという批判もあり得ようが、私としては、そのようなつもりは全くなく、単に「マーケットとは怖いものだ」という気持ちで書いたつもりである。国家によるいろいろなサービスや通貨制度や法制度といったものが（国家ではなく）市場によって提供される時代が本当に来るかどうかはわからないが、少なくともかつての日本においては、私的政府たる鎌倉幕府の時代にその例を見出せる、というような話を書いたものである（もっとも、幕府は、朝廷から委任を受けた征夷大將軍の非正規の統治権力であるから、決して私的なものではないが、その点は、ここでは度外視しておく）。また、Nakazato and Remseier [2000] p. 3 参照。

⁴ 経済学者はこのような意味で「貨幣」という言葉を使うことが多いが、法学者は「貨幣」というとコインを想起するように訓練を受けており、経済学者のいう「貨幣」を表す場合には、「通貨」という言葉または民法等における用語法である「金銭」という言葉を使うのではないかと思う。

⁵ Cf. “The disappearing taxpayer,” *The Economist*, May 31, 1997, p. 19, “A Survey of Globalisation and Tax: The mystery of the vanishing taxpayer,” *The Economist*, January 29, 2000, p. 1.

不可能ではないのではなかろうか。

私は、目下のところ、主に、デリバティブ等の金融技術を用いた課税逃れの引き起こす諸問題について研究しているが、誤解をおそれずにいってしまうならば、法人税は、ある種のメカニズムを使えば比較的容易に逃れることが可能である。アメリカにおいても、課税逃れをサポートする業界がある⁶。それを裏付けるように、2000年頃に、あるアメリカの新聞に、課税逃れ商品は現代アメリカの租税制度における最も重大な問題のひとつであるという内容のサマーズ元財務長官のコメントが掲載されたことさえある⁷。

また、租税を徴収できなくなってきたもう一つの原因として、電子商取引の発展に伴う徴税の困難化が挙げられるのではなかろうか。例えば、国外で得た所得を申告せずにケイマンの銀行口座に入金し、当該口座を引落口座とするクレジットカードを利用する、というようなことが非常に簡単にできるようになってきており、さらには、そのような課税逃れ商品が　この場合は脱税商品であるが　インターネット等で売られているとも聞く。

したがって、現在の日本におけるように、増税はできない、国債発行ももはや限界であるということになれば、国は収入不足に陥らざるを得ないであろう。そして、そのように財源がなければ、いくら「憲法 25 条⁸はプログラム規定ではない」と主張したところで、実際には福祉国家を維持していくことはできず、国は、結局これまで提供してきた多種多様なサービスから撤退するしかなくなるのではなかろうか。すなわち、税収不足（上で述べたような、金融技術を用いた課税逃れと、電子商取引による執行の困難等を原因とする）が続けば、日本は福祉国家から 19 世紀的な国家に逆戻りしてしまうおそれさえないとは言いきれないかもしれないのである⁹。

仮に、そのように 19 世紀的な世界　すなわちオットー・マイヤー的な行政の時代　にさかのぼった場合に、はたして、公法の地位はどうなるであろうか。典型的な公共財である治安維持サービスは、最低限のものとして国家にある程度残ると思うが、経済介入行政については、将来は非常に暗いかもしれない。経済官庁の官僚でさえも、従来 of 20 世紀的な福祉国家を前提とした経

⁶ Johnston [2000a] .

⁷ Johnston [2000b] .

⁸ 憲法 25 条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

⁹ 中里 [2001] 参照。極端に考えると、中世の再来という可能性もないではない。

済介入行政を守り続けるのは難しいと感じているのではなかろうか。

また、現在は、国民国家の規模を越える社会的な組織・団体が出現してきており、国家の方が相対的に弱くなっているという面もあるように思う。こうした中で、既存の規制や制度がうまく機能しなくなってくる可能性も考えられる。金融分野では、特にそのようにいえる。

例えば、中央銀行以外の主体による電子マネーの発行等の結果として、中央銀行の金利形成機能が低下してくるという指摘もある。ハーバード大学のベンジャミン・フリードマンは、1999年の論文において、通貨発行および信用供与に関する中央銀行の独占的地位は、電子マネーの時代の到来とともに揺らぎ、中央銀行は金利形成能力を失うであろうと指摘している¹⁰。そして、彼は、将来においては、通貨という負債を発行せず、信用の創造も行わないコンピュータ会社等によって、資産の直接的な移転という形態の決済が行われるようになると予想している。このベンジャミン・フリードマンの論文は大きな議論を巻き起こし、この問題をめぐって、2000年7月11日に世界銀行主催のコンファランスが開催された¹¹。このコンファランスにおいて、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのチャールズ・グッドハートは、ベンジャミン・フリードマンの考え方を否定する形で、通貨の有する匿名性は放棄しがたい魅力であり、銀行の持つ仲介業務の重要性も消えることはないとして、中央銀行の役割も消えることはないとした¹²。また、カナダ中央銀行副総裁（当時）のチャールズ・フリードマンも、中央銀行の役割が消滅することはないと主張した¹³。これらの議論のどちらが正しいのかはわからないが、私も、当面はともかく将来的には、中央銀行の金利形成能力が維持されるかどうか、危うい面もないわけではないように思う。

2. 私的通貨制度の可能性¹⁴

歴史的にみると、「金」が世界共通通貨であった。現在においても、マルクス経済学の伝統を受け継ぐ研究者に通貨制度のことをたずねると、「貨幣とは

¹⁰ Friedman [1999] .

¹¹ Future of Monetary Policy and Banking Conference: A Conference Looking Ahead of the Next Twenty-Five Years, July 11, 2000, World Bank H Auditorium. Cf. "E-money revisited," *The Economist*, July 22, 2000, p. 82.

¹² Goodhart [2000] .

¹³ Freedman [2000] .

¹⁴ この部分については、中里 [2002] 第 4 章を参照。

金（きん）である」という前提から議論が行われる。なぜ金でなければならないのかという理由については、金は、適当な量が世の中に存在し、分割したり、形を変えたりすることができ、偽造が難しい、化学変化しにくい、といった説明がなされるが、結局、マルクスの『資本論』に貨幣とは金であると書いてあるということがそのような考え方の根底にあるように思われる。このように、一般的にみて、マルクス経済学を支持する人は、金について特別な意識を持っているようである。不換紙幣の時代である現在において、我々としてはそのような見方に対して懐疑的にならざるを得ない場合もあるが、確かに、マルクスの時代においては、金の分量で物の価値が決められ、金 金貨ではなく金そのものが世界共通通貨として機能し、金そのものの価値が一定の意味を持っていたのであろう¹⁵。

これに対して、ハイエクは、各国の政府は通貨の発行を通じて、インフレーション・タックスという形で国民に負担を負わせてきたという点を指摘し、したがって、公的部門に通貨を発行させるのは問題であるとして、私的通貨制度を提唱した¹⁶。これは、理論的には、きわめて説得的な議論である。

これらの考え方にふれることによって、私は、私的通貨制度を議論する場合には、想定し得る世界として対極的な二つのものがあるのではないかと考えるようになった。一つは、まさにハイエク的な世界、すなわち、私企業がそれぞれ独自の通貨を発行し、いくつもの私的通貨の間にそれぞれ為替相場が形成されるという世界である（分散化された私的通貨の世界）。そして、もう一つは、金そのものが通貨として機能する場合のようなマルクスの世界、すなわち、単一の世界共通通貨が流通するという世界（集権化された私的通貨の世界）である。

現実の世界も、複数の国家が独自の通貨を発行し、通貨間で為替相場が形成されているから、発行主体が私企業ではなく国家であるという点を除けば（もっとも、この点は決定的なのかもしれないが）、前者の世界に近い。

また、後者のような世界も、少なくとも理念的には、想定し得るものであり、その意味では、金の世界共通通貨として用いられていた時代について勉強しておくのも重要ではないかと思う。そして、現代においては、金以外のものによる、通貨発行者のいない世界共通通貨が理論的に成り立ち得るか否かという問題は、理論的にも実際的にもきわめて興味深い問題である。

¹⁵ なお、岩井 [1993] 参照。

¹⁶ Hayek [1976] .

私の大きな問題意識は以上のようなものであるが、こうした問題を考えていくに当たっては、まず、「金銭」、「通貨」、「貨幣」とは本質的にどのようなものであるのかという点について考えてみざるを得ない。通貨をどのように捉えるかについて、東京大学経済学部の岩井克人教授の『貨幣論』においては、「貨幣と言語は共通である」という趣旨のことが書かれている¹⁷。この議論を読んで、私は、貨幣と言語に共通性があるのは、いずれもその背後に法あるいは法意識（象徴に意味をもたせる合意）が存在するからではないか、と考えるようになった。そして、法と言語と貨幣の共通性についてあれこれ考えるようになった。貨幣や言語について検討することにより、法制定法（Statutes）ではなく、コモン・ロー（Common Law）や、「普通法」のような法の本質を明らかにできるのではないかと考えたわけである。

そこで、私は租税法の研究者であるから、以下においては、現物の租税（tax in kind）というものをとりあえずの素材として、法と言語と貨幣についての共通事象を法的に、あるいはまたミクロ経済学的に分析できたら興味深いのではないかと考えている。

．金銭をめぐるいくつかの検討

1．租税の定義と金銭

私は歴史学の訓練をまったく受けておらず、また、本稿は歴史的研究を目指したものでない。しかし、租税と金銭について考える際には、必然的に、歴史との関連が密接にならざるを得ないように思われる。なぜ、租税は金銭で納付されるようになったのか、また、その意味は何かという点について、歴史をみってみる必要があるとそうである。

まず、しばしば見落とされている点であるが、はじめに認識しておかなければならないことは、近代的な意味の租税および租税法の出発点は金銭であり、金銭を定義せずに租税を定義することはできないという点である。すなわち、租税とは、一般に、「国（あるいは地方団体）によって、その活動に必要な収入獲得のために、私人に対して特別な反対給付なしに一方的かつ強制的に課される金銭賦課」と定義される。この定義は、定義の中に「金銭」という概念が入ってしまっており、したがって、金銭を定義しなければ意味をなさないのであるが、どの租税法の本を見ても金銭の定義は書かれていない。したがって、

¹⁷ 岩井 [1993] 199 頁参照。なお、本稿の校正時に、岩井克人教授へのインタビュー記事「会社と、言語・法・貨幣の謎」（『大航海』No. 48「特集 会社とは何か」、2003 年所収）に接したが、本稿においては、参照できなかった。

これでは租税の定義として不完全であるという考え方があり得る。しかし、金銭は、ことさら法的に定義しなくても、国家以前の存在として既に存在していると考えれば、これを所与の前提として租税を定義しても問題はない、という考え方も、少なくとも理論的にはあり得るのであろう。いずれにせよ、租税ないし租税法の出発点は金銭にあるのであるから、租税法の研究者である以上、金銭について研究するのは当然のことといえよう。

ところで、租税の世界においては、金銭納付とは別に、現物の租税 (tax in kind) というものが存在する。例えば、昔のアメリカの州の道路工事賦役はその例である。40年ほど前にハーバード・ロースクールの学長であったグリスウォールドという租税法の先生は、「19世紀のオハイオ州の農村部においては、地方税を金銭ではなく労役で納めることが認められており、自分の知人も道路工事に従事することによって納税義務を果たしていた」と話されていたそうである¹⁸。つまり、当時のオハイオ州の住人には、地方税を金銭で納付するか、道路工事といった賦役に従事するかの選択権があったのであろう。この点については特に確認していないが、これが事実であれば、それは、まさに現物の租税 (tax in kind) である。

日本においても、かつて、租庸調という現物の租税 (tax in kind) が存在した。例えば、東大寺の博物館には、現在も、庸として納められた麻布が展示されており、「Tax in Kind」という英語の説明が付されている。日本にはまた、年貢米という制度もあった。いかなる理由によるものか定かではないが、江戸時代には貨幣経済が成立していたにもかかわらず、租税の基本は年貢であった。

しかし、ある時点から、金銭納付が租税の原則となった。日本において、租税が原則として金銭納付となったのは、明治以降のことである。そして、租税を金銭納付とする背後には、おそらく自由の確保という意味があるのではないかと思う。すなわち、労役の場合、納税者にはある特定の労働に従事する義務があるが、金銭納付であれば自分の得意なことによって金銭を得てそこから得た金銭でもって納税すればよいので、相対的に、納税者の行動の自由が確保される (苦手なことはしなくてよいということになる) ことになるであろう。このような自由は、金銭の交換可能性および代替性から生ずると考えることができよう。

なお、租税が現物納付される場合、現物財間の価格変動のリスクをだれが負うかという問題が生ずる (もっとも、金銭納付の場合も、類似の問題は残る)

¹⁸ これは、ハーバード・ロースクールのオリバー・オールドマン名誉教授から、私が直接にお聞きしたお話である。

が、ここでは立ち入らない。

2. 金銭の本質

前述のように、私は、租税法を研究する者は金銭について正面から勉強しなければならないという問題意識をずっと持っており、この点について自分なりに考えてみた結果、「金銭の本質は、ソフト・ローによって与えられたオプションである」と考えるようになった¹⁹。

すなわち、第一に、金銭とは、将来の任意の時期に、任意の人との間で、任意の実物資産と交換できるオプション権を表象している。そして、第二に、この金銭のオプションの価値は、たとえ金銭に通貨としての強制通用力が法律によって与えられている場合であっても、終局的には、法律すなわち国家によって与えられているわけではなく、人々の間の暗黙の合意（ソフト・ロー）によって与えられていると考えることができる。すなわち、金銭は、人々が、そう信じているから価値を有し続けるだけなのである。

例えば、ある途上国においては、現地通貨は、汚れた紙幣が大量に輪ゴムで留められていて、「これで 100 x x」 x x を現地の通貨単位であるとしよう というように扱われている。確かに、この x x 紙幣には、法律上は強制通用力が与えられてはいるが、しかし、それを見た瞬間に信用し難いという感じを人々が受けるならば、その金銭としての価値は非常に限定されたものとなる。例えば、x x 紙幣では小口の買い物しかできず、大きな買い物はドル紙幣で決済されることとなろう。したがって、強制通用力を法律で付与しているといっても、現実には、あまり意味はないことになる。すなわち、この途上国においては、自国の通貨も法律も政府も信用されていないということであろう。誰も信じていない以上、国の法律により強制通用力を付与されていても、x x 紙幣が金銭としての価値を持つことはあり得ないわけである。他方、この途上国の国内にアメリカの法律や公権力が及ぶわけではないが、アメリカの発行するドル紙幣が信用を得て流通している。

そうした状況を間近でみると、強制通用力のある通貨を法律で規定することはできても、その法律（および、その背後に存在する国家）を誰も信じていなければ何の意味もない、という当たり前のことに気づく。国家や法律に対する信頼を法律で定めることは困難なのであろう。つまり、人々の間に共同幻想、暗黙の合意が成立しているからこそ、通貨は価値を有するのであり、そこには、国家に強制されたものではない何らかの法が成立しているとみることができる。

¹⁹ この部分について、詳しくは、中里 [2002] 第 4 章を参照。

そのようなものを これは国際法の用語であるが ソフト・ローという。岩井教授の『貨幣論』においては、貨幣法制説は否定されている²⁰。しかし、私は、金銭は、国家が制定した法律によるのではなく、人々の暗黙の合意という「緩やかな存在形式の法」（すなわちソフト・ロー）によって金銭たる地位を獲得すると考えており、そうした意味では、「貨幣法制説は正しい」といってもよいように思う。もっとも、人々の合意によるという意味では、「貨幣契約説」といった方がより適切かもしれない。

要するに、私は、金銭とは、ソフト・ローによって、任意の時期に、任意の人との間で、任意の実物資産 実物資産以外のものでもよいかもしれないが と交換できるオプションであって、その権利が紙の上に具現化されたものが紙幣であると考えたわけである。法政大学の岸本直樹教授にこの話をしたら、ファイナンス論においても交換オプションという概念があるといわれたが、要は上のような金銭の定義もそれ程間違った定義ではないということではないかと思っている。

3．金銭と言語の類似性

さて、上の . の 2 . でふれたが、岩井教授が指摘されるように、金銭は言語に類似している²¹。すなわち、一つ目の類似点は、物理的な存在あるいは物理現象に対して何らかの意味が象徴的に与えられているという点である。金銭の場合には、紙などにオプションが表象されている。言語の場合にも、声帯を震わせることによって生まれる空気の振動に意味が表象されている。いずれの場合においても、物理的な存在あるいは物理現象に何らかの意味が載っているわけである。

二つ目の類似点は、金銭も言語も、国家がその使用を強制しているから妥当しているというわけではなく、終局的には、人々の合意によって用いられているという点である。上の 2 . において、途上国の例でみたように、金銭は国家が使用を強制しても、人々がそれを使わなければ金銭として機能しない。言語も同様で、例えば、カリフォルニア州に住むヒスパニック系の人たちの間では、たとえ英語が公用語とされたとしても、スペイン語が使われるだろう。すなわち、金銭においても言語においても、国家より慣習的なものの方が強い意味を持っている。ちなみに、我が国の商法 1 条²²では、商法に規定がないときは商

²⁰ 岩井 [1993] 81 頁以下参照。

²¹ 岩井 [1993] 199 頁参照。

²² 商法 1 条 商事ニ関シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキト

慣習法、商慣習法もないときは民法、という適用順序が規定されているが、民法よりも商慣習法の方が優先して適用されるというのは、別に不思議なことではないのである。また、法例 2 条²³においても、法令の規定によって認められた場合だけでなく法令に規定がない事項に関しても、公序良俗に反しない慣習は法律と同一の効力を有すると規定されている。

金銭と言語の三つ目の類似点は、いずれも一定の地域なり人々の間においてのみ妥当するという点である。

4. 金銭・言語と法の類似性 ネットワーク外部性

このように、金銭と言語はきわめて類似しているが、さらに突き詰めて考えてみると、これらは法と似ている点に気づく²⁴。すなわち、金銭も言語も、人々がそれを信じているからこそ妥当しているのであるが、この点は法も同じである。例えば、法律では未成年者の飲酒は禁じられているが、仮に人々が 18 歳で大学に入るとみんな酒を飲んでいたということになれば、法律の規定をみんなが信じていなかったことになる。誰も信じていなければ法律の規定は意味をなさない。法律に書いてあるから強制力があるというわけではないのである。

こうした点では、金銭と言語と法は、デジタル技術とも類似している。例えば、コンピュータの基本ソフトは、人々の合意に基づいて用いられる（すなわち、人々が、そのソフトを利用すると便利であると考えていたり、あるいは、そのソフトを信頼しているから利用される）。このように、デファクト・スタンダードが一種の法として拘束力のようなものを有する存在として機能するようになるということは、よく起こることである。金銭や言語においても、一種のデファクト・スタンダードが通用する。

このことを、ネットワーク外部性²⁵という視点から説明することが可能である。すなわち、金銭にも言語にも法にも、ネットワーク外部性がある。それをを用いる人の範囲が広ければ広いほど、その有用性が高まるのである。例えば、ドルは、多くの人々がその価値を信じ使用していることによって、本来の価値よりもその価値が高まっているのではなからうか。英語という言語についても同

キ八民法ヲ適用ス

²³ 法例 2 条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス

²⁴ この部分について、詳しくは、中里 [2002] 第 4 章を参照。

²⁵ ネットワーク外部性については、例えば、Katz and Shapiro [1985]、ヴァリアン [2000] 547-548 頁参照。

様のことがいえるのではないか。英語が便利な言語かどうかはわからないが、みんなが使い、デファクト・スタンダードになっているから、より有用性が増しているのである。英米法についても同様である。英米法は、非常にわかりにくい法であるが、国際的な取引においては、みんながそれを便利だと信じているから、その価値が高められているのではないか。したがって、これらすべての場合において、ネットワーク外部性から生ずる、一種の無形資産が形成されていると考えることができよう。

また、利用者の範囲が限定されているということは、一種の管轄権があるということである。したがって、金銭と言語と法は、管轄権が存在するという点でも類似している。いずれも、それを信じている人のグループの中でのみ意味があり、信じている人を対象とする一種の管轄権が成立しているとみることができる。

そして、技術の発展により長期的には互換性が追求され、管轄権の問題は解消するのではなからうか。現在の時点においては、そのような互換性が確立されるまでの transition (制度変更に伴う移行措置) の問題が生じているだけなのではなからうか。そのように考えた場合には、さらに、技術の発展により、長期的にみれば、異なるシステム間の互換性が高まることによって管轄権に伴う問題が解消されていく可能性がある、という点でも、金銭と言語と法は似ているといえよう。金銭については、技術の改善によって異なる通貨間での両替が低コストで簡便に行われるようになるかもしれないし、言語についても、安価で性能の高い翻訳機が開発されれば、各言語の管轄権は意味を失うかもしれない。法についても、例えば、契約書の書き方を工夫することにより、英米の契約法上の諸概念を他国の法律上の諸概念でうまく表現できれば、英米法を契約準拠法としても、他国の法律を契約準拠法としても同じということになるかもしれない。すなわち、技術の発展が全てを変える可能性があり、いずれも共通性への志向がある、という点で、金銭と言語と法の三つは類似している。

5 . 市場において自生するルール

このように、金銭も言語も法も、人々の合意がなければ国家といえども現実には強制できないものである。法は法であるから拘束力を持つという考え方は、国家を前提とした公法的な発想であるが、先程述べたように、私は、これに対してやや懐疑的である。要するに、法について考える際にも、国家以前の存在を認めざるを得ないのではないか、法の拘束力は人々の合意によるのではないか、ということである。国家も革命で倒されることがある。要するに、人々の合意にはすべてを塗り替える力があるのではないか。だからこそ契約法は偉大なのではなからうか。「合意は拘束する」(pacta sunt servanda)ということ

が法のすべてではないか。そして、この場合の合意は、倫理的なものというよりも、自生的に発生するという点で、市場的なものであると考えることが可能かもしれない。

このように合意が法の根幹に存在するとすれば、物権法、組織法としての会社法、租税法などの個別の法には、実はさほど意味はないのではないかという気さえしてくる。もっとも、租税は、仮に国家がなくなっても、私的な形で存続すると思う。例えば、「この辺りは最近空き巣が増えていて、危なくて仕方がない」ということで民間のセキュリティー・サービス等に加入したとすると、治安維持サービスを買っていることとなる。そうした治安維持サービスは、加入しなければ守ってもらえないという意味では、排除原則の妥当する財であり、純粹公共財とは異なるが、我々がそれに対して支払う対価は、一種の私的な擬似租税といえなくもなかりう。

また、最近、山梨県と静岡県で富士の登山道の利用について税金をかけようという動きがあるが、富士山の山頂は、県ができる以前からあった浅間神社の持ち物とされており、そこには山梨県と静岡県との県境が引かれておらず、県境未確定となっているそうである。これは、考えようによれば、公権力以前の何かが先にあって、後から公権力を有する主体が成立したのであり、公権力ができたからといってそれ以前に自生的に成立していたものを強制的にどうこうすることはできなかったということの一つの例といえるのではなかりうか。いずれにせよ、そのようなことを考えると、パブリック・セクターの空しさを感じ、「市場恐るべし」という気持ちになる。

6．憲法と通貨制度の関係

以上のようなことを踏まえて、憲法と通貨制度の関係を考えてみると、通貨制度というものは、根本的なところにおいては、国法でどうしようと関係なく、上で述べたように、人々の合意がすべてであるように思われる。

もっとも、通貨制度をより公的に位置づけることも可能であり、この点は、中央銀行も同様である。そこで、通貨制度や中央銀行制度が憲法上の要請かどうか、という議論が出てくる。例えば、フランス第五共和国憲法では、34条2項以下で国会の立法権限に属する法律事項が列挙されており、他方37条では法律事項に属するもの以外はすべて大統領等の権限に属する命令事項であるとされている。そして、租税制度 公租公課の賦課徴収手続 や通貨制度は、法律事項として規定されている。すなわち、通貨制度を設けることがフランス第五共和国憲法によって法律事項として命じられており、法律の留保があると考えることもできるし、制度的保障 この言葉が現在の憲法学でどの程度の意義を有するのかわからないが が存在するともいえるかもしれない。

また、先進各国において、通貨制度があり、中央銀行があって、中央銀行が通貨を発行する 政府はコインを発行する程度である ということになっているとすれば、それは、国際法上の「法の一般原則」のようなものがある、その要請に基づき中央銀行制度が存在するのだともいえるかもしれない。

それでは、日本国憲法上は、通貨制度や中央銀行制度はどのように位置づけられているのであろうか。日本国憲法においては、29条²⁶が財産権あるいは資本主義経済メカニズム、市場経済メカニズムを保障している。通貨制度を前提としない財産権や市場経済メカニズムは意味をなさないであろうから、憲法29条が財産権や市場経済メカニズムを保障している限りにおいて、通貨制度も保障されているはずである。それが法律事項かどうかは日本国憲法には規定されていないが、少なくとも、憲法上、通貨制度を設けなければならないということにはなりそうである。しかしながら、これを国家自身が設けなければならないのかどうかについては、見解が分かれ得る。国家が設けなければならないと考えた場合には、制度的保障のようなものになると思われる。

民法において、財産権は市場を前提として保障されている²⁷が、市場自体は国家が保障したから存在するというわけではない。したがって、私は、必ずしも、国家自身が通貨制度を設ける必要はないと考えている。もっとも、この点については、市場や通貨制度を国家以前の存在として捉えるか、国家以後の存在として捉えるかによって、見解が分かれ得るであろう。それによって、中央銀行の法的位置づけについても、「行政権の一部ではない」ということになるか、「行政権の一部である」ということになるか、考え方が分かれるということになる。

7. 金銭に対して課税する意味

次に、金銭に対して課税する意味を考えてみたい。私は、ミクロ経済学の影

²⁶ 憲法29条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

²⁷ 経済的利益を保護するメカニズムとしては、財産権を設定する方式（プロパティールール）と、損害賠償制度を用いる方式（ライアビリティー・ルール）とが考えられる（最新の論文として、例えば、Ayres and Goldbart [2003]）。民法は、財産権の保護というかたちで、広く経済的利益を保護している（物権、契約、不法行為による損害賠償請求、等）。そして、このような民法で保護されている財産権は、国家以前にも、ソフト・ロー的に保護されていたと考えることも可能である（もちろん、国家の定義や、法の定義にもよるが）。

響を強く受けたため、実物資産中心にものを見る癖がついており、金銭とはデリバティブである、すなわち実物資産を原資産としてできる派生的な財産である、と考えている。

そのような考え方に立った場合、金銭を受領しても、それだけでは所得とはならず、その段階で課税するのは間違っているという考え方が成立する。例えば、100万円の金銭を受け取った時点ではなく、その100万円を車なり何なりに換えた段階で初めて所得があったのだというように、実物タームで考える方が適当であると考えすることは、理論的には不可能ではない。これは、あくまでも金銭は理念的な消費可能性にすぎない（要するに、金銭を消費することはできない）から、金銭を受領しても所得とはならないのに対して、実物資産を受領すれば現物の所得となるという考え方に立つもので、実物資産の消費をもって所得と捉える消費型所得概念と軌を一にする考え方である。

もちろん、金銭そのものは消費できないが、金銭を受領すれば純資産は増加するという反論もありえよう。しかし、同じ純資産増加でも、実物資産を獲得した場合は、消費等が確実にできるのに対して、金銭を受領しても、確実に消費にまわせるか否かは不確実である。したがって、金銭を経過勘定項目のように捉えて消去して、純資産増加は実物のみで判断すべきであるという考え方は、消費型所得概念にきわめて近いものである。もっとも、このような考え方は、実物資産を受領した場合に、当期に消費できなくても、純資産増加として所得に含まれると考える点において、消費型所得概念とは異なる。すなわち、（金銭の受領を含めた）単なる可能性に課税することが所得税の本質であると考えたと、所得課税である以上、実物資産の貯蓄は、消費可能性の増加にしかすぎないが課税されるということになる（なお、年度を超えて存続する実物資産の当期消費部分は、帰属所得となる）。

いずれにせよ、上のような考え方に立って現在の所得課税における扱いを眺めると、金銭の受取りに対して所得課税を行うことは、二重の意味で、消費の「可能性」に課税を行っていることになる。すなわち、第一に、金銭というオプションの取得は、将来における実物資産取得の「可能性」の取得にすぎない。さらに第二に、実物資産の取得は、その取得段階では、将来の消費可能性の増加（すなわち貯蓄）に止まる。こうしてみると、金銭の取得は、「消費『可能性』の取得の『可能性』」の取得なのである。

8. 商品券と金銭

私は、日本銀行金融研究所で客員研究員をしていた1995～96年頃から、デ

パートの全国共通商品券と、ある特定のデパートでのみ使用できる商品券について、金券ショップで額面と実勢価格との差を調べてみると面白いのではないかと考えていた。というのも、金銭はどこでも使うことができるが、デパートの全国共通商品券であれば全国のデパートでしか使うことができないし、ある特定のデパートの商品券であればそのデパートでしか使うことができない、というように使える場所が限定される。また、金銭は何とでも交換できるが、ビール券はビールとしか交換できない。したがって、どこで何と交換できるかという利用可能性の広狭によって、その商品券の価値が違ってくるのではないかと考えたのである。

そして、それはネットワーク外部性の議論にもつながるように思われる。例えば、ドルは使用する人が多いので、おそらく本来の価値よりも高い評価がなされている。他方、ある小さな国の通貨は、たとえその価値が安定していても、使用する人が少ないので、価値が低く評価されているかもしれない。商品券について研究すれば、交換可能性（あるいは代替性）の価値　どこで何と交換できるかという程度に応じた価値の差　が明らかになるのではないか。確かに、交換可能性は価格に反映されているものと思われる。例えば、売りやすい住宅は高いのと同じように、交換可能性の高い通貨は価格が高いであろう。

次に、代替性の制限という観点から、現物の租税（tax in kind）について考えてみよう。特定の物としか代えられない商品券と、特定の物で納める現物の租税（tax in kind）の間には、確かに一定の共通性があるが、それをを用いて特定の物しか取得できない権利と、特定の物を納める義務とでは、違いがある。すなわち、それをを用いて特定の物しか取得できない商品券は、より代替性の高い商品券（その究極は金銭）よりも価値が低いが、特定の物を納める義務である現物の租税（tax in kind）は、金銭を納める義務よりも負担が重い。金銭納付が原則とされる場合の租税の物納においては、いかなる財産で納めるかという選択権があるが、現物の租税（tax in kind）においては、何で納めるかが特定されている。特に、特定の形態の労働（例えば、道路工事）で納めなければならない場合には、金銭の場合よりも、負担は重い（当該労働の市場価格よりも、納税する人間にとっても負担は重いものとなる）ということになる。

9. その他

以上のほか、金銭と租税に関係する事柄として、次のようなことも考えておく必要があるものと思われる。

(1) 最適課税論²⁸との関係

一つは、最適課税論との関係である。最適課税論の考え方に基づけば、レントに対する課税は、課税前と課税後とで納税者の行動に変化を生じさせることが少ないので中立性が高いとされる。例えば、昔の中国の塩税のように、生活必需品に対して消費課税を行っても、課税前と課税後とで塩の需要はあまり変化しない(必需品の需要の価格弾力性は低い)ので、このような課税は中立的であるとされる。

そこで、この最適課税論は、生産要素や生産物についてのみ成立する理論なのか、それとも金融取引についても同一に論じていいのかという問題が生じ得る。他方では、金融取引の多くは実物取引を背景として行われるものであり、実物の生産要素や生産物との結びつきを無視して金融取引の課税を考えてしまっているのかという考え方もあろう。例えば、「金銭一般」について需要や供給の価格弾力性といったものを考えることに意味があるのだろうか。これらは、金銭の本質と関連する問題であろう。

(2) シニョレッジと専売制

第二に、中央銀行におけるシニョレッジ(通貨発行益)と専売制の関係や、これらと租税の関係である。塩・酒・煙草等の物資については、専売制が採られている国もあれば、その販売に特別な租税が課される国もある。これらの物資の販売による利益と中央銀行におけるシニョレッジの類似点や相違点をいずれ考えてみたいと思っている。また、併せて、専売制と特別な租税賦課の差異についても考えてみたい。

(3) 地租

もう一つの関心事項は、租税が物納から金銭納付に変わる過程における地租の役割である。土地税について、例えば、ヘンリー・ジョージは、最適課税論の立場から、土地のレントを望ましい課税ベースであるとし、土地のみに税源を求めるべきであると主張した(土地税一本化論)が、日本における地租の歴史的経緯を調べてみるのも興味深いのではないかと思われる²⁹。

²⁸ 最適課税論(optimal tax theory)とは、ごく簡単にいえば、需要なり供給の価格弾力性が低い対象に対して課税を行えば、課税前と課税後とで納税者の行動に変化が少なくなるとなり、したがって、課税が市場に対して与えるディスターションが小さく、効率的であるという考え方である。

²⁹ ヘンリー・ジョージについては、George [1902] 参照。

日本の明治の地租改正は、農村で税金を集めてその資金を特定の産業資本の育成に充てることにより、資本主義の発展に大きく貢献した。所得税や法人税のない世界において、農村から金銭を奪って産業資本の育成に注ぎ込むというのは残酷な話ではあるが、おかげで近代化が成し遂げられたと考えることも可能である。発展途上国の中には、そのようなことができないために近代化がうまくいかないというところも、あるのかもしれない。

この問題については、ロゾフスキー教授の研究が存在する。農業部門の余剰を資本形成のために用いて産業発展をはかるといふ議論であるが、はたして、明治期の我が国の場合、それだけだったのであろうか³⁰。明治期の財政規模を考えた場合に、地租による収入が適切なものであり、また最適課税論的な効果もあったと考えることも不可能ではないかもしれない。もっとも、その場合には、年貢に依存していた江戸時代は、最適課税論上はどうかという問題が生じ得よう。

・まとめ

とりとめもなくいろいろ述べてきたが、最後にまとめをしておく。

以上のように、金銭について考えていくと、国家と市場の関係や、租税法と私法の関係といった難しい問題に直面せざるを得ない。その過程において、租税法の研究者は、国家財政の本質にさかのぼること、および市場経済の本質にさかのぼることが可能となるのではないかと思われる³¹。

結局、金銭について考える場合であっても、言語や法について考える場合であっても、国家(そもそも国家とは何かというのも非常に難しい問題であるが)すなわちパブリック・セクターとそれ以前から存在する市場という二分法で物事をみていくことができる。私は、公法分野の人間であるにもかかわらず市場志向が強いように見えるかもしれない。これは、租税法の研究者は常に市場における取引をみていることから、あまり国家を信用しなくなってしまうということの結果なのかもしれない。課税庁は、たとえどんなに強大な権限を持っていても、「このような取引が行われる場合には、租税回避として否認する」というような条文を予め作っておくことはできない。常に租税回避の方が先に行われ、後から課税庁が取締まることになる。その意味では、課税庁は常に市場に負けることになるし、それは当然の話ともいえる。私は市場を崇拝している

³⁰ Rosovsky [1961] . また、土屋 [1933]、Rosovsky [1966]、 Ohkawa and Rosovsky [1973] 参照。

³¹ 中里 [2001] 497 頁参照。

わけではないが、市場の位置づけをしっかりと行ったうえで、金銭や法や租税といったいろいろなものをみていくことが重要ではないかと考えているのである。

また、行政を行政権の発動という面からみるのが行政法であるのに対し、財政活動からみるのが財政法である。私は、同じものを二面からみる見方というのは重要であると考えており、行政を金銭の側面からアプローチする、すなわち国家財政をみていくことによって、行政法の本質、さらには市場経済の本質に迫ることができるのではないかと考えている。

最後に、ハーバード・ロースクールのマーク・ラムザイヤー教授との共著で、東京大学社会科学研究所の「社会科学研究所」という紀要に発表した論文についてふれておく³²。この論文は、大化の改新から鎌倉幕府成立までの日本の歴史を、律令国家において租税制度の果たした役割に焦点を当て、法と経済学の視点から説明しようとしたものである。大化の改新の後、公地公民制の下で班田収授の法が導入され、財政基盤を有する行政国家としての律令国家が成立した。しかし、そこには、貴族階級に対する非課税措置といった穴が開けられていた。さらに、人口の増加等から生じる土地不足を解消するために、三世一身法や墾田永代私有令といった産業政策としての租税特別措置が導入されていった。その結果、何が起こったかといえば、土地を開墾した者たちは、通常的口分田に対する課税を回避するため、土地に対する権利の保障と非課税の恩恵を求めて、中央貴族や社寺に土地を寄進するという租税裁定取引 (tax arbitrage) を盛んに行うようになった。そうした動きはどんどん広がり、律令政府は、税収がなくなってきた結果、治安維持といった最低限のサービスすら提供できなくなって、単なる官位授与機関に堕ちていってしまった。関東の地主たちは、荘園の管理者となって、私的租税を中央貴族や社寺に対して支払い、治安の維持を自ら行うようになった。その後、地主の経済力向上に伴い、自分で開墾した土地は自分の物であるという考え方、すなわち所有権の概念が発生する中で、地主たちは武士団 一種の私企業のようなもの を作り、さらに、その連合体である私的政府としての鎌倉幕府を打ち立てた。私は、鎌倉幕府の成立を日本のマグナ・カルタとでもいうべきもの、一つの市民革命のようなものと捉えている。

国家とは、ある種の経済的勢力の前には無力であり得る。最近においても、アメリカのヘッジファンドによる空売り等の金融取引により、タイ、インドネシア、韓国といった国の財政、金融システムが危機に瀕するという事態が生じ

³² Nakazato and Ramseyer [2000] .

た。そのような事象をみていると、パブリック・セクターの限界を感じざるを得ない。もっとも、私は、パブリック・セクターを廃止せよと主張しているのではなく、市場の脅威を強く感じているということを申し上げたかったのである。かつて日本でも、私的政府たる鎌倉幕府が私的な租税を徴収し、その租税の支払に使われる金銭は中国から輸入されたものだったという歴史的事実があったわけである。そのような状態を日本法制史上どのように位置づけるかということは、研究する価値があると思う。ただ、それに対しては、「過去と現在を意図的に混同させている超歴史主義である」という批判があり得ようし、そのように批判されれば、その通りであるとしかいいいようがないのではあるが。いずれにしても、またラムザイヤー教授とともに、楽市楽座の研究とか藩札の研究とか、いろいろと取り組んでみたいと思っている。

なお、この小論で扱ったソフト・ローについて、その後、東京大学法学部で21世紀COEプログラムの一環として研究を行うことになった。したがって、本稿で示された問題意識は、今後、より拡大化された形で継続していくこととなる。

【参考文献】

- 岩井克人、『貨幣論』、筑摩書房、1993年
- ヴァリアン、ハル（佐藤隆三監訳）、『入門マクロ経済学 [原書第5版]』、勁草書房、2000年
- 土屋喬雄、「明治初年の注目すべき地租改正論 若山儀一の『革税大意』」、
『経済学論集』3巻6号、東京帝国大学経済学部経済学会、1933年6月、62～94頁
- 中里 実、『金融取引と課税 金融革命下の租税法 』、有斐閣、1998年
、「財政と国家活動に関する一つの試論 金融の公的側面 」、塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革 下巻』、有斐閣、2001年、495～515頁
、「タックスシェルター』、有斐閣、2002年
- Ayres, Ian, and Paul M. Goldbart, “Correlated Values in the Theory of Property and Liability Rules,” *The Journal of Legal Studies*, 32, 2003, pp. 121-151.
- Freedman, Charles, “Monetary Policy Implementation: Past, Present and Future – Will the Advent of Electronic Money Lead to the Demise of Central Banking?” Presented at the Future of Monetary Policy and Banking Conference: A Conference Looking Ahead to the Next Twenty-Five Years, July 11, 2000, World Bank H Auditorium
(<http://www.worldbank.org/research/interest/confs/upcoming/papersjuly11/freedman.pdf>).
- Friedman, Benjamin M., “The Future of Monetary Policy: The Central Bank as an Army with Only a Signal Corps?” *International Finance*, 2(3), 1999, pp. 321-338.
- George, Henry, *Progress and Poverty*, Kegan Paul, Trench, Trübner & Co., LTD, 1902.
- Goodhart, Charles A. E., “Can Central Banking System Survive the IT Revolution?” Presented at the Future of Monetary Policy and Banking Conference: A Conference Looking Ahead to the Next Twenty-Five Years, July 11, 2000, World Bank H Auditorium
(<http://www.worldbank.org/research/interest/confs/upcoming/papersjuly11/goodhart.pdf>).
- Hayek, Friedrich A. Von, *Denationalisation of Money: An Analysis of the*

Theory and Practice of Concurrent Currencies, The Institute of Economic Affairs, 1976.

Johnston, David Cay, "Sham Shelters for Business Flourish as Scrutiny Fades," *New York Times*, December 19, 2000a, at A1.

Johnston, David Cay, "U.S. Takes Aim at Tax Shelters for Companies," *New York Times*, February 29, 2000b, at A1.

Katz, Michael L., and Carl Shapiro, "Network Externalities, Competition and Compatibility," *The American Economic Review*, 75(3), 1985, pp. 424-440.

Nakazato, Minoru, and Mark Ramseyer, "The Tax Incentives That Destroyed the Government: An Economic Analysis of Japanese Fiscal Policy, 645-1192," 『社会科学研究』 51 卷 3 号、東京大学社会科学研究所、2000 年、3 ~ 12 頁

Ohkawa, Kazushi, and Henry Rosovsky, *Japanese Economic Growth, Trend Acceleration in the Twentieth Century: Studies of Economic Growth in Industrialized Countries*, Stanford University Press, 1973.

Rosovsky, Henry, *Capital Formation in Japan, 1868-1940*, The Free Press of Glencoe, 1961.

, "Japan's Transition to Modern Economic Growth, 1868-1885," in *Industrialization in Two Systems: Essays in Honor of Alexander Gershenkron* (Henry Rosovsky Ed.), John Wiley & Sons, Inc., 1966, pp. 91-139.